

# 山梨県公報

第二千八百六十九号

平成三十一年

三月十八日

月曜日

## 目次

### 告示

- 指定代理納付者の指定……………九九
- 家畜伝染病予防法に基づく家畜の検査の実施……………九九
- 道路の区域変更(二件)……………一〇一
- 道路の供用開始……………一〇二
- 道路の占用を制限する区域の指定……………一〇二
- 平成三十一年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等……………一〇七
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………一〇八
- 山梨県指定史跡名勝天然記念物の指定の解除……………一〇八

### 公告

## 告示

### 山梨県告示第六十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成三十一年三月十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 一 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地 ヤフー株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番三号
- 二 指定代理納付者に代理納付させる歳入 寄附金歳入(インターネットを利用して納付するふるさと納税に係るものに限る。)
- 三 指定代理納付者が代理納付の対象とするクレジットカードの種類 次に掲げる国際ブランドマークが付されたクレジットカード  
1 MasterCard

- 2 VISA
- 3 JCB
- 4 American Express
- 5 ダイナース
- 四 指定代理納付者に代理納付させる期間 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

### 山梨県告示第六十八号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第五条第一項の規定により、次のとおり家畜の検査を実施する。

平成三十一年三月十八日

山梨県知事 長崎 幸太郎

実施の目的	実施する区域	実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲	実施の期日	検査の方法
牛のブルセラ病及び結核病の発生予防のため	県内全域	実施区域内で飼育している牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間において対象家畜を飼育している区域又は家畜が死	一 ブルセラ病検査 1 凝集反応検査(急速凝集反応法) 2 酵素免疫測定法による検査 3 その他必要な検査 二 結核病検査 1 ツベルクリン検査 2 その他必要な検査

<p>牛のヨーネ病の発生予防のため</p>	<p>富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、北杜市、笛吹市、上野原市及び甲州市並びに西八代郡、南都留郡（富士河口湖町の区域を除く）及び北都留郡の区域</p>	<p>一 次のいずれかに該当する生後六ヶ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの          1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛          2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛          3 1又は2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛          4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛          5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの          二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>	<p>亡した区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する日</p>	<p>同</p> <p>一 予備的抗体検出法による検査          二 リアルタイムPCR法による検査          三 ヨーニン検査          四 その他必要な検査</p>
<p>甲府市、斐崎市、南アルプス市、甲斐市及び中央市並びに南巨摩郡、中巨摩郡及び南都留郡（富士河口湖町の区域に限る）の区域</p>	<p>一 次のいずれかに該当する生後六ヶ月齢以上の牛で実施区域内で飼育しているもの          1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの          2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛          3 2に掲げる牛と同一施設内で飼育している牛          4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛を飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの          5 県外から導入された牛で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの          二 その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定する牛</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	

高病原性鳥	豚コレラの発生予察のため	馬伝染性貧血の発生予防のため	アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生予察のため	牛の伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向の把握のため
県内全	県内全域	県内全域	県内全域	県内全域
実施区域内で飼育して	実施区域内で飼育している豚及びいのししで飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	実施区域内で飼育している馬で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	実施区域内で飼育している未越夏牛で、飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出の対象となる牛。ただし、同条第二項ただし書に該当する場合を除く。
同	同	同	同	同
一 酵素免疫測定法による検査 二 蛍光抗体法による検査 三 PCR法による検査 四 その他必要な検査	一 酵素免疫測定法による検査 二 蛍光抗体法による検査 三 PCR法による検査 四 その他必要な検査	一 寒天ゲル内沈降反応検査 二 その他必要な検査	一 中和反応検査 二 臨床検査	一 酵素免疫測定法による検査 二 ウエスタンブロット法による検査 三 免疫組織化学的検査

インフルエンザの発生予察のため	域	いる家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥）で飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長の指定するもの	よる検査 二 寒天ゲル内沈降反応検査 三 ウイルス学的検査 四 その他必要な検査
家きんサルモネラ感染症の発生予防のため	県内全域	実施区域内で飼育している種鶏	同
腐蝕病の発生予防のため	県内全域	実施区域内で反復利用可能な蜂房を利用して飼育している蜜蜂	同
			凝集反応検査（急速凝集反応法） 一 肉眼的検査 二 脱脂乳による試験 三 細菌学的検査

山梨県告示第六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成三十一年四月八日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府精進湖線
- 三 道路の区域

区 間	旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新		
甲府市下鍛冶屋町字内ク柵九三八番一地从先	旧	五・九	六七・〇
甲府市下鍛冶屋町字内ク柵九四二番一地从先	新	八・〇	六七・〇
		一六・五	

山梨県告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成三十一年四月八日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 河口湖精進線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧		
南都留郡富士河口湖町大石字湖中二五八五番一七地先から南都留郡富士河口湖町大石字湖中二五八五番二一六地先まで	一〇・七	一三・四 一四・八	一〇・七	一一・二

山梨県告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成三十一年四月八日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区 間	延 (メートル)長	供用開始の 期日
県道	甲府精進湖線	甲府市下鍛冶屋町字内ク祢九三八番一地先から甲府市下鍛冶屋町字内ク祢九四二番一地先まで	六七・〇	平成三十一年三月十八日

山梨県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、次のとおり

道路の占用を制限する区域を指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課、中北建設事務所、中北建設事務所峡北支所、峡東建設事務所、峡南建設事務所、峡南建設事務所身延道路課、富士・東部建設事務所及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成三十一年三月三十一日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 制限する道路の路線及び区間

番号	道路の種類	路線名	区 間
一	一般国道	国道百三十七号	富士吉田市道新倉南線交点（富士吉田市）から一般国道二十号交点（笛吹市）まで
二		国道百三十九号	一般国道百三十八号交点（富士吉田市）から一般国道百三十九号分岐富士見バイパス北交差点（富士吉田市）まで
三			一般国道百三十七号交点（富士吉田市）から県道山中湖忍野富士吉田線交点（富士吉田市）まで
四		国道百四十号	埼玉県境から一般国道二十号交点（甲府市）まで
五			一般国道二十号交点（甲府市）から一般国道五十二号交点（富士川町）まで
六		国道百四十一号	一般国道二十号交点（斐崎市）から長野県境まで
七		国道三百五十八号	一般国道百三十九号交点（富士河口湖町）から一般国道五十二号交点（甲府市）まで

十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八
県道	一般国道					県道			
線 甲府市川三郷	国道四百六十九号	国道三百号	国道百四十号	国道百三十九号	国道百三十七号	山中湖忍野富士吉田線	甲府葦崎線	国道四百十三号	国道四百十一号
で 県道葦崎南アルプス中央線交点(中央市)まで	一般国道二十号交点(甲府市)から 県道葦崎南アルプス中央線交点(中央市)まで	一般国道五十二号交点(身延町)まで	一般国道百三十九号交点(富士河口湖町)から 一般国道五十二号交点(身延町)まで	一般国道百四十号万力ランプ(山梨市)から 一般国道百四十号岩手ランプ交点(山梨市)まで	一般国道百三十九号交点(富士吉田市)から 県道河口湖精進線交点(富士河口湖町)まで	一般国道百三十九号交点(富士吉田市)から 富士吉田市道中央通り線交点(富士吉田市)まで	一般国道五十二号交点(甲府市)から 甲府市丸の内二丁目(甲府市)まで	一般国道百三十八号交点(山中湖村)から 神奈川県境まで	東京都境から 一般国道五十二号交点(甲府市)まで

二十	六	二十	五	二十	四	二十	三	二十	二	二十	一	二十	二十	十九	十八
北杜富士見線	富士川身延線	市川三郷身延線	甲府昇仙峡線	甲府葦崎線	甲府南アルプス線	甲府南アルプス線	甲府南アルプス線	甲府南アルプス線	甲府南アルプス線	甲府南アルプス線	甲府南アルプス線	甲府南アルプス線	甲府南アルプス線	市川三郷富士川線	市川三郷富士川線
一般国道百四十一号交点(北杜市)から	県道市川三郷身延線交点(身延町)から 一般国道五十二号交点(南部町)まで	県道市川三郷富士川線交点(富士川町)から 一般国道三百号交点(身延町)まで	県道甲府南アルプス線交点(甲府市)から 甲府市平瀬町字小平(甲府市)まで	一般国道百四十号交点(甲府市)から 県道茅野北杜葦崎線交点(葦崎市)まで	一般国道百四十号交点(甲府市)から 県道葦崎南アルプス富士川線交点(南アルプス市)まで	一般国道百四十号交点(甲府市)から 県道葦崎南アルプス富士川線交点(富士川町)まで	一般国道百四十号交点(市川三郷町)から 県道葦崎南アルプス富士川線交点(富士川町)まで	一般国道百四十号交点(市川三郷町)から 県道葦崎南アルプス富士川線交点(富士川町)まで	一般国道百四十号交点(市川三郷町)から 県道葦崎南アルプス富士川線交点(富士川町)まで	一般国道百四十号交点(市川三郷町)から 県道葦崎南アルプス富士川線交点(富士川町)まで	一般国道百四十号交点(市川三郷町)から 県道葦崎南アルプス富士川線交点(富士川町)まで	一般国道百四十号交点(市川三郷町)から 県道葦崎南アルプス富士川線交点(富士川町)まで	一般国道百四十号交点(市川三郷町)から 西八代郡市川三郷町市川大門字八乙女(市川三郷町)まで	一般国道百四十号交点(市川三郷町)から 西八代郡市川三郷町市川大門字八乙女(市川三郷町)まで	一般国道百四十号交点(市川三郷町)から 西八代郡市川三郷町市川大門字八乙女(市川三郷町)まで



五十	七 五十	六 五十	五 五十	四 五十	三 五十	二 五十	一 五十	五十	九 四十	八 四十
中下条甲府線	天神平甲府線	六郷インター線	富士川線	須玉インター線	都留インター線	今諏訪北村線	南アルプス公園線	笛吹市川三郷線		四日市場上野原線
県道甲府葎崎線交点(甲斐市)から	甲府市和田町字村ノ内(甲府市)から 県道甲府葎崎線交点(甲府市)まで	一般国道五十二号交点(身延町)から 六郷インターチェンジ(市川三郷町)まで	一般国道五十二号交点(富士川町)から 県道今諏訪北村線交点(南アルプス市)まで	一般国道百四十一号交点(北杜市)から 須玉インターチェンジ(北杜市)まで	一般国道百三十九号交点(都留市)から 都留インターチェンジ(都留市)まで	県道甲府南アルプス線交点(南アルプス市)から 県道葎崎南アルプス富士川線交点(南アルプス市)まで	南巨摩郡早川町高住から 一般国道五十二号交点(身延町)まで	県道白井甲州線交点(笛吹市)から 一般国道三百五十八号交点(甲府市)まで	上野原市道田野入線交点(上野原市)から 一般国道二十号交点(上野原市)まで	一般国道百三十九号交点(都留市)から 上野原市道田野入線交点(上野原市)まで

八十	六十	七 六十	六 六十	五 六十	四 六十	三 六十	二 六十	一 六十	六十	九 五十	八
鷲宿上曾根線	石和温泉停車場線		万力小屋敷線	山梨笛吹線	柳平塩山線	下神内川石和温泉停車場線	休息山梨線	山梨市停車場線	小瀬スポーツ公園線	甲府精進湖線	県道甲府葎崎線交点(甲府市)まで
一般国道三百五十八号交点(笛吹市)から 県道藤生石和線交点(笛吹市)まで	一般国道四百十一号交点(笛吹市)から 一般国道二十号交点(笛吹市)まで	山梨市道山梨市駅東山梨線交点(山梨市)から 県道白井甲州線交点(甲州市)まで	一般国道百四十一号交点(山梨市)から 笛吹市道二一三十号線交点(笛吹市)まで	一般国道百四十号交点(山梨市)から 山梨市牧丘町窪平字反り畑(山梨市)まで	一般国道四百十一号交点(山梨市)から 山梨市東後屋敷字窪屋敷(甲州市)まで	県道山梨市停車場線交点(山梨市)から 県道一宮山梨線交点(笛吹市)まで	一般国道四百十一号交点(山梨市)から 山梨市道山梨市駅東山梨線交点(山梨市)から	小瀬スポーツ公園前交差点(甲府市)から 一般国道二十号交点(甲府市)まで	一般国道二十号交点(甲府市)から 県道甲府中央右左口線交点(甲府市)まで	県道甲府葎崎線交点(甲府市)まで	





二 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始日 平成三十一年四月一日

### 山梨県告示第七十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六十七條の五第一項の規定に基づき、平成三十一年度において県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負、建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定め、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十一年三月十八日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 競争入札に参加することができる者 競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。

1 令第六十七條の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（令第六十七條の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者  
5 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において引き続き二年以上営業を営んでいない者

二 資格審査の申請の方法

1 資格審査を受けようとする者は、物品等競争入札参加資格審査申請書（第一号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(一) 営業経歴書（第二号様式）

(二) 法人の登記事項証明書（法人の場合）

(三) 身分証明書（個人の場合）

(四) 印鑑証明書

(五) 財務諸表（法人にあつては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）

(六) 納税証明書（申請書提出日の直前の全ての県税及び消費税に係るもの）

(七) 契約に関し営業所等に権限が委任されている場合は、その委任状

(八) 営業に関し許可認可等が必要とされる場合は、それを証明する書面

(九) 役員等名簿（第三号様式）

(十) 誓約書（第四号様式）

2 資格審査の申請に係る様式は、山梨県出納局管理課（郵便番号四〇〇一八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 電話〇五五―二三三―一三九五）にあらかじめ連絡の上請求すること。

3 申請書及び添付書類は、2に掲げる場所にあらかじめ連絡の上持参すること。

4 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。

三 資格の有効期限 資格の有効期限は、資格を認定した日から平成三十二年三月三十一日までとする。

四 変更等の届出 申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつたとき又は営業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

1 商号又は名称

2 代表者、役員又は代理人

3 所在地又は住所

4 印鑑

5 その他営業に関し重要な事項

五 資格の取消し 知事は、資格を有すると認められた者が次のいずれかに該当するとき、当該資格を取り消すことができる。

1 一から5までのいずれかに該当することとなつたとき。

2 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の記載をしたとき。

六 資格の有効期間の更新手続 県において競争入札が見込まれる年度に競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書類を提出す

ること。

七 その他 この告示の施行の際、現に物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十四年山梨県告示第六十四号）に基づき資格を有する者は、この告示の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間（当該資格が効力を有する間に限る。）は、この告示に基づく資格を有する者とみなす。

# 公 告

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成三十一年三月十八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南巨摩郡富士川町最勝寺字宮田五百四十八、五百四十九の一、五百五十の一、五百五十一の一、五百五十二の一、五百五十三の一、五百五十三の二、五百五十四の一、五百五十四の二、五百五十五及び五百五十六並びに道の区域
- 二 公共施設の種類、位置並び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡南建設事務所並びに富士川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南巨摩郡富士川町天神中條千百三十四 富士川町長 志村学

# 教育委員会

## 山梨県教育委員会告示第二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第九十九条第一項の規定による史跡の指定があったので、山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第三十二条第二項の規定により、次の山梨県指定史跡の指定は解除された。

平成三十一年三月十八日

史跡名勝天然記念物の部  
史跡

山梨県教育委員会

教育長 市 川 満

名称	甲府城跡
員数	1
所在地	甲府市丸の内一丁目一七二の一
所有者	山梨県 財務省関東 財務局甲府 財務事務所
指定区域	甲府市愛宕町八十五番二、八十六番 五・二ヘクタール 七・八平方メートル